

## Ⅱ 特定事業を実施する方々への留意事項

### 1 事業の実施にあたって

- ① 特定事業を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、市教育委員会に確認する。（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となる。）
- ② 特定事業を実施する区域（土地）内に、青地や赤道等がある場合（公図で確認すること。）は、それが機能しているかどうか、事業を実施するために必要な措置等を市道路課に確認する。
- ③ 特定事業に使用する土砂等の搬入経路について、市内道路の損傷防止や損傷復旧対応等に係る覚書の締結等を道路管理者（市道路課）と協議する。
- ④ 特定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）等の手続きが必要であるため、市農業委員会事務局に確認する。
- ⑤ 特定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届が異なるため、市農林整備課及び県北環境森林事務所に必要な手続きを確認する。
- ⑥ 事務所建設（仮設対応可）については、建築確認を所掌する機関に規模、条件等を確認する。（事務所は特定事業を管理しうる範囲に設置する。）
- ⑦ その他、施行規則第12条別表第4に掲げる行為や開発行為など、関係許認可等を十分に確認する。
- ⑧ 1,000㎡以上の一時たい積事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要であること。
- ⑨ 上記以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を受ける。
- ⑩ 特定事業の内容等について、特定事業を実施する自治会等の周辺住民や特定事業場に隣接する土地所有者、その他利害関係を有する者に対して周知する。

### 2 事業について

- ① 事業区域、対象事業
  - i 特定事業区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、搬入路、一時たい積場の保安地帯、事務所用地等は含まない。  
また、開発行為や宅地造成等の事業を行う場合、盛土する部分についてその事業区域以外からの土砂等で埋立てする区域が対象となる。（たとえ隣接地でも許可対象となる。）
  - ii 本条例では、事業区域面積が500㎡以上の事業が、許可の対象となる。  
また、事業区域面積が500㎡未満であっても、その土地に隣接する土地において、その埋立てに着手する日から起算して3年以内に埋立て等が行われているときは、隣接する土地との合計の面積が500㎡以上になるものも許可の対象となる。
- ② 使用材料等
  - i 特定事業区域の表土が岩石の場合、地質検査は不要である。

- ii 路盤材として使用される砕石や砂利はこの条例の対象外である。
- iii 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されない。

### 3 その他

- ① 特定事業区域の表面をアスファルトや事業前に確保してあった表土で覆う場合は、事業区域以外からの土砂等の搬入終了時が事業の完了又は廃止となる。
- ② 土砂等搬入届に添付する土砂等発生元証明書、検査資料採取調書、地質分析結果証明書は、土砂等の採取場所ごとに必要である。
- ③ 農地法第4条及び第5条の許可を要するものについては、農地転用許可申請書の写しを添付して申請することができる。この場合における特定事業の許可は、農地転用許可後に許可することとなる。
- ④ 排水の水質検査にあたって、自ら試料を採取する場合は、検査依頼機関に容器、採水量等を十分確認しておくこと。